

なぜ、今、子どもの権利？ 問われる親の内なる権力

福田 雅章

一橋大学法学部教授

今年5月22日、159番目の締約国として、ついにわが国も、国連総会で採択されていた「子どもの権利条約」の仲間入りを果たした。

現在の日本には餓死も戦争もない。大戦後、世界一の経済発展を遂げ、教育も医療も行き届き、ずっと平和を享受している。一見すると、わが国の子どもたちは、世界一幸せであり、自由であるように思える。しかし、本当に日本の子どもたちは、健やかに人間として成長発達していくにふさわしい機会を与えられ、またそのための「愛」と「保護」を現実を受けているのだろうか。私には疑問に思えてならない。

子どもは、未成熟であるがゆえに、次代を担う「未だし存在」あるいは「待ち人」としての社会の特別な管理の客体となり、はたまた「愛情」や「保護」という名の下で、大人や社会の不条理なエゴを一方的に強いられ、その人間としての主体性を否定されているのではないだろうか。このことは、国家経済の発展を最優先とする戦後わが国の社会文化構造のなかから生み出されているさまざまな矛盾、とりわけ子どもあるいは人間の評価をいわゆる有名校出身者であるかどうかによって序列化してはばからない価値観、それを支える校則・体罰・いじめ・内申書に象徴される学校教育のあり方や成育環境、そこになじめない子どもを、特殊児童、不登校児、不良あるいは非行少年と称して処理し、社会の周縁部に張りつけようとしている社会システムなどを見てもみただけでも明らかであろう。

子どもに人権や権利を保障する必要があるのは、親が、社会が、そして国家が権力すなわち「生の実力」を用いて子どもを支配し、管理しているからである。昨年初秋、中2の森安少年は、将棋九

段のお父さんを刺殺したとの嫌疑をかけられ、「学校のことぐらいでそんなにガチャガチャ言われたら、僕の立場がないじゃないか、僕の逃げ場がないじゃないか」と言って家出をした。ここで森安君が本当に言いたかったことは、「自分自身でありたい」ということだったのではないだろうか。言い換えると、親の権力やエゴの前に、あるいは四六時中、学校や塾の先生の期待に応えて、常に借りてきた子猫のようにビクつき、自分の欲求を殺しつづけ、演技している自分に堪えられなくなったのだと思う。「自分をそのまま受け入れて欲しい。さもなければ死んじゃうよ！」という叫びだったと言えよう。彼が「ホッ」と感じ、人間としてありのままにいられた唯一の場所がゲームセンターだったなんて！

ここに、わが国においてこそ、「子どもの権利条約」がどうしても必要な理由がある。「子どもの権利条約」は、もちろん、子どもが愛と保護を与えられなければならない存在であることを承認している。しかし、その革新的な意義は、子どもに係わるすべての問題に関して、子ども自身の意見表明権を保障し、それを適切に尊重することなしには、親も社会もことを決定してはならないことを保障している点にある(12条)。ここでは、子どもはもはや大人や国家の「生の実力」による一方的なまたは恩恵的な支配・管理の客体とは考えられていない。子ども自身が一当事者として、社会の意思決定過程に参加しながら成長発達していく人間主体として登場している。親や大人は、法的にも、自己の内なる権力で子どもを支配し、管理していないか、常に問われる新たな時代が到来したのである。